

告 示

埼玉県告示第八百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年七月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー東松山新宿町店

埼玉県東松山市新宿町十七ー一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 近隣小学校の通学路及び施設裏側市道の安全確保について配慮願います。

(2) 工事中及びオープン時を含め、近隣住民から騒音、振動等の苦情がない体制整備を願います。

二 縦覧期間

平成二十九年七月二十一日から平成二十九年八月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所